

厚生労働省発薬食 0326 第 88 号
平成 22 年 3 月 26 日

薬事・食品衛生審議会会長
望月 正隆 殿

厚生労働大臣 長妻 昭

諮 問 書

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 23 条の 2 の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）を一部改正することについて、別紙のとおり、貴会の意見を求めます。

(別紙)

四アルキル鉛を含有する製剤の運搬等についての技術上の基準等の改正について

○ 現行の運搬容器及びポータブルタンクとの基準改正への比較

毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号） 条文	現行の運搬容器 （工業標準化法に基づく日本工業規格Z1601号（鋼製ドラムかん）第一種に適合するドラムかん等）	ポータブルタンク （国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に遵守（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）） （要件 T14）への適用*
第40条の2 （容器）	工業標準化法に基づく日本工業規格Z1601号（鋼製ドラムかん）第一種に適合するドラムかん又はこれと同等以上の強度を有するドラムかん	現行の運搬容器に、ポータブルタンク（T14）を追加 ① ポータブルタンクに使用される鋼板の厚さは、6ミリメートル以上であること。 ② 常用の温度において600キロパスカルの圧力（ゲージ圧力をいう。）で行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。 ③ 圧力安全装置（バネ式のものに限る。以下同じ。）の前に破裂板を備えていること。 ④ 破裂板と圧力安全装置の間には、圧力計を備えていること。 ⑤ 破裂板は、圧力安全装置が四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）の放出を開始する圧力より10パーセント高い圧力で破裂するものであること。 ⑥ ポータブルタンクの底に開口部がないこと。
第40条の3 （容器又は被包の使用）	ドラムかん内に10パーセント以上の空間が残されていること。	ポータブルタンク内に温度50度において、5パーセント以上の空間が残されていること。 （規定の変更理由） 当該容器は、最大充填率が50℃において、95%であることを前提に設計されているため。
	ドラムかんの口金が締められていること。	準用する。*

毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号） 条文	現行の運搬容器 （工業標準化法に基づく日本工業規格Z1601号（鋼製ドラムかん）第一種に適合するドラムかん等）	ポータブルタンク （国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規定に遵守（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）） （T14）への適用*
第40条の3 （容器又は被包の使用）	ドラムかんごとにその内容が四アルキル鉛を含有する製剤である旨の表示がなされていること。	準用する。*
	—	自蔵式呼吸具を備えていること。
第40条の4 （積載の態様）	ドラムかんの下に厚いむしろの類がしかれていること。	適用除外 （規定の変更理由） 当該容器には、外側にコンテナ等の構造設備が付随しており、むしろと同等以上の防護性を有していると考えられるため。
	ドラムかんは、その口金が上位になるように置かれていること。	準用する。*
	ドラムかんが積み重ねられていないこと。	準用する。*
	ドラムかんが落下し、転倒し、又は破損することのないように積載されていること。	準用する。*
	積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、ドラムかんが当該積載装置の長さ又は幅をこえないように積載されていること。	準用する。*
	四アルキル鉛を含有する製剤及び四アルキル鉛を含有する製剤の空容器以外の物と混載されていないこと。	準用する。*

*：単に「準用する。」と記載した事項については、「ドラムかん」を「容器」に、「口金」を「開口部」に読み替えて現行規定を準用することを表す。